

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第三十七号

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

「第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針（第六十三条）

目次 第二節 人員に関する基準（第六十四条・第六十五条） を「第三章 削

第三節 設備に関する基準（第六十六条）

第四節 運営に関する基準（第六十七条―第七十二条）

除」に改める。

第二条第一号中「第六条の二の二第九項」を「第六条の二の二第八項」に改め、同条第二号及び第十号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第十三号中「第六十三条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第三条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第四条中「第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援」を「第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援」に改める。

第五条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第七条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第七条第五項を削り、同条第六項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「、第四項第一号」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第一項から第五項まで（第一項第一号を除く。）」を「第一項（第一号を除く。）」、「第二項及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第七条第九項中「前項」を「前二項」に、「入所している」を「通所している」に改める。

第八条中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第十条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第十一条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「便所及び静養室」に改め、同項ただし書及び同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項ただし書を削り、同条第一号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（事務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第十一条第四項中「前項」を「第二項」に改め、「場合は」の下に「、第二項に掲げる設備を除き」を加える。

第十二条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の下に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第二十四条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基

準額

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十五条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十六条第一項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第二十七条第一項中「次条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第五項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第二十七条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十七条の次に次の二条を加える。

第二十七条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第二十七条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

第二十八条第二項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第四項中「課題、」の下に「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「当たっては、」の下に「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、」を加え、同条第七項中「通所給付決定保護者」の下に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援(法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を提供する者」を加える。

第二十九条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第三十一条(見出しを含む。)中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十六条中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に改める。

第四十条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第四十一条の二第三項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第四十三条中「指定児童発達支援事業者」の下に「(治療を行うものを除く。)」を加える。

第五十条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十八条第一項及び第二項中「指導訓練」を「発達支援」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第六十三条から第七十二条まで 削除

第七十三条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第七十六条第一項及び第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第八十一条第一項及び第二項中「指導訓練」を「発達支援」に改める。

第八十二条の三第二項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に改め、「以下」の下に「この項において単に」を加え、「訓練等」を「支援」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第八十二条の九中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に改め、「除く。」の下に「、第二十七条の二」を加え、「第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「第五十三条」を「及び第五十三条」に改め、「及び第七十一条の二」を削り、「居宅訪問型児童発達支援計画」との下に「、第二十八条第四項中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十七条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」を加える。

第九十条中「及び第五項」を削り、「第二十八条から」を「第二十七条の三から」に、「第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に改め、「第七十一条の二」を削り、「保育所等訪問支援計画」と、「」の下に「第二十七条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十八条第四項中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、「を」、「体制」と」の下に「、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と「と」を加える。

第九十一条第一項中「第三項及び第六項」を「第四項及び第五項」に改め、「、第六十四条」を削り、「第四項」を「第三項」に、「同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「

多機能型事業所」と、同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「第六十四条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同項第三号並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを、「同条第八項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と」に改める。

第九十三条第一項中「第六十七条」及び「（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあつては、五人以上）」を削り、同条第二項中「第六十七条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第三項及び第四項中「第六十七条」を削る。

第九十四条第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「第七十二条」を削り、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五十条第一項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新条例」という。）

（第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。）

3 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧条例」という。）

（第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同

条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第七条及び第十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 新条例第二十七条の二(新条例第五十六条の五、第六十条、第七十九条、第七十九条の二、第八十二条及び第八十二条の九において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、第二十七条の二中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。